

## 「（仮称）茨木市議会議員政治倫理条例」制定に関する決議

本市議会では、全議員参加のもと2年間の議論を経て、平成24年に茨木市議会基本条例を制定した。茨木市議会基本条例では、第2条「議会の活動原則」で公正性、透明性を、第3条「議員の活動原則」で市民の代表者としての倫理性をうたっており、条例施行以来、議会内に議会改革推進委員会を設置し、継続して様々な議会改革を進めているところである。

また、本年3月には、請願「『茨木市長等の政治倫理条例』制定に向け研究検討を求めることについて」を採択し、市長においては平成29年3月を目標に政治倫理条例を制定することに取り組まれている状況である。

このような背景を受け、茨木市議会は茨木市議会議員政治倫理条例を制定することについて全会一致を見出し、この間、茨木市議会議員政治倫理条例制定に向けた協議を重ねてきたが、さらに詳細の協議を深める必要があると考える。

よって、本市議会は、平成29年1月に実施される茨木市議会議員一般選挙の改選後、速やかに「（仮称）茨木市議会議員政治倫理条例」制定に向けて詳細協議を実施し、2年以内を目途に条例制定することをここに決議する。

平成28年12月16日

大 阪 府 茨 木 市 議 会